

# 第61期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催情報

開催日時：2020年11月20日（金曜日）午後2時

開催場所：山形県山形市蔵王上野578番地の2

当社 本社会議室

（末尾に地図を掲載いたしております。）



## 書面による議決権行使について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面による事前の議決権行使をご活用いただき、株主総会へのご来場をお控えいただくこともご検討くださいますようお願い申し上げます。書面による議決権行使をいただける場合は、お手数ながら本招集ご通知の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年11月19日（木曜日）午後5時10分まで**に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。（当日ご出席の場合は、書面による議決権行使のお手続きは不要です。）なお、本年は株主総会終了後の工場見学会につきましては取りやめさせていただきます。

ミクロン精密株式会社  
証券コード：6159

証券コード 6159  
2020年11月4日

株 主 各 位

山形県山形市蔵王上野578番地の2  
**ミクロン精密株式会社**  
代表取締役社長 榊原 憲二

### 第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力書面により、議決権を行使いただき、ご来場をお控えいただくこともご検討をお願いいたします。書面による議決権行使をいただける場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年11月19日（木曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2020年11月20日（金曜日）午後2時   |
| 2. 場 所          | 山形県山形市蔵王上野578番地の2 当社 本社会議室   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第61期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）<br>事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類<br>監査結果報告の件<br>2. 第61期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）<br>計算書類報告の件 |
| 決議事項            |  |
| 第1号議案           | 剰余金の処分の件   |
| 第2号議案           | 取締役8名選任の件  |
| 第3号議案           | 監査役1名選任の件  |

以 上

- ~~~~~
- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
2. 連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.micron-grinder.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。  
なお、本招集ご通知に記載されている添付書類は、監査役が監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査報告の作成に

- 際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 3.株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記当社ウェブサイトに掲載いたします。

#### <株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容により対応内容を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいよう、お願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます。
- ・建物入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたしますので、手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- ・会場入り口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・ご出席の株主様には本総会の会場内において間隔をあけてご着席いただきますので、会場運営社員の案内に従ってくださいますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会の運営社員は、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略して議事進行することを予定しております。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・本年は株主総会終了後の工場見学会につきましては取りやめさせていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税による景気後退局面に差し掛かっていた中、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、日本国内においても緊急事態宣言発令に伴う外出の自粛要請等の影響を受けて景気が急激に悪化しました。緊急事態宣言解除後も経済活動と感染拡大防止の両立を模索する動きが見られるものの、大都市圏から地方へ感染が広がり、職場や家庭でのクラスターも報告されるなど予断を許さぬ状況が続いております。

当工作機械業界におきましても、米中貿易摩擦により内外需とも設備投資に対して慎重姿勢が増したことに加え、一部で持ち直しの動きは見られるものの、メーカーの営業活動自粛や物流の停滞等、新型コロナウイルス感染症の影響により低調に推移いたしました。

当社グループ（当社及び連結子会社）におきましても新規受注に向けた営業活動の一部制限や海外向け案件の一部で売上の一部が翌期以降に繰越となるなどの影響を受けております。新型コロナウイルス感染症の収束の時期を予測することは困難であるものの、翌連結会計年度には徐々に正常化するものと見込んでおります。このような経営環境の中におきまして、当社グループは感染拡大の防止を最優先に考えたうえで、市場及びお客様の期待に合致した製品づくりの追求を行いながら、全社的なコスト削減の実施に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高につきましては5,416百万円（前期比19.9%減）となりました。利益につきましては、営業利益で583百万円（前期比41.9%減）となりましたが、受取利息51百万円や補助金収入32百万円を計上したこと等により経常利益は754百万円（前期比25.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益では432百万円（前期比34.5%減）となりました。なお、当社グループの事業は、研削盤の単一セグメントであります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は188百万円であります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度において計画中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ニ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 58 期 (2017年 8 月期)	第 59 期 (2018年 8 月期)	第 60 期 (2019年 8 月期)	第 61 期 (当連結会計年度) (2020年 8 月期)
売 上 高 (千円)	5,724,844	6,264,112	6,759,941	5,416,990
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	785,892	746,409	660,424	432,581
1株当たり当期純利益 (円)	126.53	120.88	108.37	71.15
総 資 産 (千円)	11,457,419	12,448,744	12,914,735	12,792,808
純 資 産 (千円)	10,177,425	10,855,416	11,079,472	11,431,066
1株当たり純資産額 (円)	1,645.75	1,754.83	1,817.44	1,879.27

- (注) 1. 当社は、2017年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の株式分割を行っています。なお、第58期(2017年8月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
2. 1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、「取締役向け株式交付信託」及び「社員向け株式交付信託」が保有する当社株式を控除して算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第60期(2019年8月期)の期首から適用しており、第59期(2018年8月期)につきましては遡及適用後の数値を記載しております。

## (3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Micron-U.S.A., Inc.	100千米ドル	100.00%	当社製心なし研削盤、内面研削盤の輸入及び販売
Micron Machinery (Thailand) Co., Ltd.	4,000千バツ	49.00%	当社製心なし研削盤、内面研削盤の輸入及び販売

## (4) 対処すべき課題

当社は、創業以来、工作機械の製造販売に傾注してまいりましたが、多様化する時代のニーズにフレキシブルに対応し、より強固な経営基盤を築くために、工作機械の製造工程で培った技術の研鑽をコアテクノロジーにして、他分野における製品の開発にも努力してまいりたいと考えております。また、ビジネス環境の変化が急速に進む中、IoTやAIなどセンサー技術やソフトウェアに関する対応も求められております。特に、少子高齢化時代を迎え、機械オペレータの高齢化や技能の伝承が課題となっており、非熟練者であっても熟練者と同じ判断ができるAI技術を搭載した研削盤の研究を進めて参ります。

加えて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、お客様を訪問しての営業活動や機械の据付と加工精度を確保するために行う納入試運転が行えない状況が発生しております。国内における新規感染者数が減少傾向にあり、徐々に正常化に向かう動きが見られるものの、感染の再拡大等により人の動きが再び制限される可能性を排除できないことから、既に運用を開始しているWEB会議システムを活用した商談や調整作業等に加え、人や物が動けない状況が長期化する場合でも正常に事業を継続できる体制を検討して参ります。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

**(5) 主要な事業内容** (2020年8月31日現在)

当社グループは、心なし研削盤（セントレスグラインダ）及び内面研削盤（インターナルグラインダ）と、その周辺装置の製造・販売を主たる業務としております。

**(6) 主要な営業所及び工場** (2020年8月31日現在)

名 称	所 在 地
当 社	本社：山形県山形市蔵王上野578番地の2
	R & Dセンター：山形県上山市みはらしの丘19番地
	みはらし工場：山形県上山市みはらしの丘20番地1
	東京営業所：東京都中央区日本橋小網町17番18号
	中部サテライト(名古屋営業所)： 愛知県長久手市長配三丁目611番地
Micron-U.S.A., Inc.	5150 Falcon View Avenue S.E., Kentwood, MI 49512 U.S.A.
Micron Machinery (Thailand) Co., Ltd.	No.641/1, Srinagarindra Rd., Suan Luang Sub-dist., Suan Luang Dist., Bangkok 10250 Thailand

**(7) 使用人の状況** (2020年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
246名	-名

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
232名	(+) 1名	41.9歳	16.5年

**(8) 主要な借入先の状況** (2020年8月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 山 形 銀 行	229,000千円
株 式 会 社 き ら や か 銀 行	50,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	50,000千円
株 式 会 社 荘 内 銀 行	50,000千円

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2020年8月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 27,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 7,706,100株  |
| ③ 株主数        | 1,095名      |
| ④ 大株主（上位10名） |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ミクロン精密社員持株会	1,003,310株	16.16%
榑原 憲二	299,970株	4.83%
株式会社山形銀行	285,000株	4.59%
ミクロン精密取引先持株会	274,400株	4.42%
株式会社きらやか銀行	270,000株	4.35%
小松 貞生	256,500株	4.13%
日本生命保険相互会社	228,000株	3.67%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	168,900株	2.72%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	160,103株	2.58%
白田 啓	129,000株	2.08%

(注) 当社は、自己株式1,496,605株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

なお、自己株式には、取締役向け株式交付信託保有の当社株式（105,450株）及び社員向け株式交付信託保有の当社株式（42,953株）を含めておりません。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2020年8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	榑 原 憲 二	Micron-U.S.A., Inc. Chief Executive Officer Micron Machinery (Thailand) Co., Ltd. President
常務取締役	吉 野 靖	生産本部長
取締役	榑 原 誠	調達本部長
取締役	善 本 淳 一	設計本部長兼営業本部長 Micron-U.S.A., Inc. Director Micron Machinery (Thailand) Co., Ltd. Director
取締役	遠 藤 正 明	管理部長
取締役	大 宮 正 則	技術部長
取締役	山 口 仁 志	製造部長
取締役	押 野 正 徳	押野正徳公認会計士事務所 所長 株式会社山形銀行 取締役監査等委員
常勤監査役	山 口 洋 子	
監査役 (非常勤)	今 田 隆 美	
監査役 (非常勤)	鈴 木 辰 雄	株式会社マルタニ 取締役会長

- (注) 1. 取締役の押野正徳氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち今田隆美氏及び鈴木辰雄氏は、社外監査役 (非常勤) であります。  
 3. 社外取締役の押野正徳氏及び社外監査役 (非常勤) の今田隆美氏及び鈴木辰雄氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
 4. 2019年11月22日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって、取締役寒河江茂兵衛氏は任期満了により退任いたしました。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (1名)	78,496千円 (1,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10,815千円 (2,100千円)
合 計	12名	89,311千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、2012年2月24日開催の第52期定時株主総会決議において年額200,000千円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、2012年2月24日開催の第52期定時株主総会決議において年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記には、2019年11月22日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでおります。
5. 上記支給額のほか、取締役(社外取締役を除く)8名に対して、取締役向け株式報酬として、取締役向け株式交付規程に基づき役員株式給付引当金繰入額29,985千円を計上しております。この取締役向け株式報酬制度につきましては、2017年11月22日開催の第58期定時株主総会において、上記(注)2に記載の報酬とは別枠で決議いただいております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、任務を怠ったことによって生じた当社に対する損害賠償責任を、法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

### ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係並びに他の法人等の社外役員等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
社外取締役押野正徳氏は、押野正徳公認会計士事務所の所長を兼務しておりますが、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。また、株式会社山形銀行の取締役監査等委員を兼務しておりますが、同行と当社との間には特別の関係はありません。

社外監査役鈴木辰雄氏は、株式会社マルタニの取締役会長を兼務しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役押野正徳氏は、当事業年度開催の取締役会22回のうち22回に出席し、永年にわたり多くの企業を監査してきた経験を活かし、客観的な助言や忌憚のない意見により、社外取締役として独立した立場から適宜発言を行っております。

社外監査役今田隆美氏は、当事業年度開催の取締役会22回のうち22回に、また監査役会12回のうち12回に出席し、他社の取締役・監査役の経験を活かした忌憚のない意見により、取締役の職務の適法性、妥当性を確保すべく、発言を行っております。

社外監査役鈴木辰雄氏は、当事業年度開催の取締役会22回のうち22回に、また監査役会12回のうち12回に出席し、他社の取締役の経験を活かした忌憚のない意見により、取締役の職務の適法性、妥当性を確保すべく、発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、社是及び経営理念に適った企業活動を通じ、企業価値の継続的な向上を図るとともに、顧客・取引先・株主・社員・社会という総てのステークホルダーから信頼され、安定的かつ持続的なグループ企業基盤を構築するため、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（以下、「内部統制システムの基本方針」という）を整備しております。

当社は、社会の変化に対応して内部統制システムの基本方針を常時見直すことで、より適正かつ効率的な体制を目指しております。

### 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### ① コーポレート・ガバナンス

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化策として、経営会議規程に基づいて設置した経営会議を毎月開催し、取締役会付議事項の事前審議を行っているほか、取締役会規程に基づき開催する取締役会においては、経営の透明性・客観性を高めるとともに、迅速な意思決定を行う体制を確保しております。

当社は従来から監査役会設置会社であり、監査役は経営に関する重要な会議に出席をして意見を述べることで、独立した視点から取締役の職務執行の適法性・妥当性を十分監査できる体制を確保しております。

#### ② コンプライアンス

当社グループ全体で共有する「MICRON行動規範(MICRON Code of Conduct)」を制定し、全グループレベルでの認識の統一と水準の向上に努めております。

#### ③ 内部監査

当社グループは、社長直轄の内部監査室を置き、年間内部監査基本計画書に沿った内部監査を実施し、内部統制システムの整備・運用状況の改善に資するなどの監査活動を実施しております。

#### ④ 取締役・使用人の宣誓

当社グループの取締役及び使用人は、「MICRON行動規範(MICRON Code of Conduct)」を遵守する旨の宣誓書にサインを行い提出しております。

### **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

文書管理規程により、取締役及び社員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を確保しておりますが、更に、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるなどの、規程の改正・強化に努めております。

### **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① リスク管理規程  
当社は、当社グループのリスク管理を統括する部門を置き、グループ全体のリスク管理規程・リスク対応マニュアルを制定し、リスク管理体制の構築及び運用を行っております。
- ② 予防対策  
当社グループの各部門長は、自部門の目標の達成に影響を与えると思われる重点実施項目（内外の発生し得るリスクを、発生頻度・被害の規模により抽出）を年度予防対策計画として定め、予防対策を推進します。
- ③ 有事の体制  
当社グループに不測の事態が発生した場合、レベルに応じた対応責任者を明確にし、迅速かつ的確な報告・対策が行われる体制を整備します。

### **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 経営方針及び経営戦略  
経営戦略の見直しや審議を行う定例の経営会議と取締役会を毎月開催するほか、機動性のある随時開催、当社子会社の取締役の随時参加により、重要事項に関する迅速な意思決定を行い、効率的な職務の執行を行っております。
- ② 権限及び職責、手続き  
業務分掌規程、職務権限規程、職務決裁基準規程その他の社内規程により、基本的な手続きや権限を明確化し、職務執行が効率的に図られるようにしております。
- ③ 組織構造及び慣行  
組織的・人的構成については、機動的に見直し、効率化に努めております。
- ④ モニタリング  
収益性を見直すミーティングを随時開催し、過去の実績との比較、予算との比較等を行うほか、案件などの進捗を管理することにより、定期的な収益性の確認をすることで、効率を高めております。

## 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、相互に独立性を尊重しながらも緊密な連携を保ち、企業集団の内部統制を充実させ、業績向上と発展を図るため各社の経営実態の把握、経営体制の指針など、必要な体制の整備に努めております。
- ② 当社グループ全体で共有する「MICRON行動規範(MICRON Code of Conduct)」を制定し、全グループレベルでの認識の統一と水準の向上に努めております。
- ③ 当社グループは、当社の内部監査室が作成した年間内部監査基本計画書に沿った内部監査を受けるものとし、「MICRON行動規範(MICRON Code of Conduct)」に関する認識の統一と水準の向上に努めております。
- ④ 当社管理部門は、関係会社管理規程により、当社子会社に対し、経営管理に必要な資料の提出を求め、これを整備保管するとともに、当社子会社の経営状況と財務状況を把握し、取締役会に報告しております。

## 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助する使用人はおりませんが、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する監査役スタッフを置くこととし、当該社員は監査役の指揮命令に服し、人事(異動、評価、懲戒処分等)を行う場合は、人事担当取締役は事前に監査役会に報告し、意見交換を行い、監査役会の了承を得ることとします。

## 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会に出席し、取締役より重要事項の説明を受け、関係書類の配付並びに詳細な説明を受けているほか、経営に関する重要な会議に出席しております。
- ② 取締役及び使用人は、監査役に対し、稟議書、議事録、契約書等の関係書類を持参したうえで、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について報告を行っております。
- ③ 取締役及び使用人は、監査役に対し、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社に損害を及ぼす事実を知った場合、遅滞なく報告を行うことにしております。
- ④ 内部監査室は、監査役に対し、内部監査状況について報告を行っております。
- ⑤ 当社子会社の取締役、監査役及び使用人等から、当社グループに損害を及ぼす事項、不正行為や法令、定款違反に当たる事項についての報告を受けた者は、監査役に速やかに報告することとします。
- ⑥ 当社グループは、上記報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いは一切行わないこととします。



### **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役会は、内部監査室、会計監査人と定期的な報告会を開催し、相互に連携を図っております。
- ② 監査役は、代表取締役と定期的に情報・意見交換を行っております。
- ③ 監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。

### **(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における取組につきましては、「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しております。その主な取組は以下のとおりであります。

#### **① 取締役の職務の執行について**

取締役は、毎月開催する経営会議と取締役会を通じ、年度予算の決定をはじめ、重要な意思決定を行っております。また、適宜開催するミーティングで経営上の懸案事項の洗い出しや問題提起を行い、案件に対する速やかな意思決定と対応を行っております。更に、経営理念に基づく行動指針を毎年策定し、全社員に周知しております。

#### **② リスク管理体制について**

取締役は、毎月開催する経営会議と取締役会を通じ、当社を取り巻く環境の変化や取引先の状況等の情報を共有し、機動的な経営を行う体制を築いております。また、品質方針の徹底を図るべく、毎月全社員で唱和するほか、定期的な巡回指導により啓蒙を図っております。

#### **③ 監査役の監査体制について**

監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されており、内部監査室、会計監査人等と情報共有を図り、取締役の職務の執行の監査、内部統制システムの整備と運用状況を確認するほか、各監査役は取締役会等に出席し、適宜意見を述べております。

### **(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績、配当性向等を総合的に勘案のうえ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。



## 連結貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	7,250,033	流動負債	1,146,384
現金及び預金	3,234,281	買掛金	128,887
受取手形及び売掛金	1,657,903	短期借入金	379,000
電子記録債権	85,523	未払金	156,684
有価証券	276,202	未払法人税等	50,605
半製品	360,985	前受金	320,061
仕掛品	1,322,485	賞与引当金	51,670
原材料及び貯蔵品	260,167	役員賞与引当金	2,820
その他	53,189	製品保証引当金	11,000
貸倒引当金	△705	その他	45,654
固定資産	5,542,774	固定負債	215,357
有形固定資産	3,076,189	長期未払金	17,870
建物及び構築物	1,825,330	繰延税金負債	64,137
機械装置及び運搬具	327,987	株式給付引当金	52,352
土地	732,970	役員株式給付引当金	80,997
建設仮勘定	109,184	負債合計	1,361,741
その他	80,716	純 資 産 の 部	
無形固定資産	11,520	株主資本	11,090,112
投資その他の資産	2,455,063	資本金	651,370
投資有価証券	2,343,562	資本剰余金	709,200
退職給付に係る資産	27,357	利益剰余金	11,194,699
繰延税金資産	4,191	自己株式	△1,465,156
その他	80,258	その他の包括利益累計額	300,302
貸倒引当金	△305	その他有価証券評価差額金	386,501
資産合計	12,792,808	為替換算調整勘定	△86,198
		非支配株主持分	40,651
		純資産合計	11,431,066
		負債・純資産合計	12,792,808

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結損益計算書

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

売上		高価	利益		5,416,990
売	上	原	価		3,636,621
販	上	総	利		1,780,368
費	及	一	費		1,197,085
営	業	般	益		583,283
営	業	管	益		
	外	理	息	51,902	
	取	費	金	28,437	
	取	収	当	32,516	
	助	配	収	24,645	
	有	金	入	19,826	
	価	証	益	35,785	193,113
	取	保	金		
	の	険	他		
	費	の			
	用	費			
	外	利	息	928	
	払	差	損	20,281	
	替	の	他	228	21,438
	常	利	益		
	利	益			754,958
	別	利	益		
	資	産	売	18,027	
	有	証	却	289	18,316
	価	券	却		
	損	失			
	別	損			
	資	産	売	107	
	産	除	却	0	
	損	損		6,328	
	損			81,808	88,244
	有	証	券		
	価	評	価		
	損	価			
	等	調	整		
	前	当	期		
	純	利	益		685,030
	税	金	等		
	調	整			
	法	人	税	217,156	
	、	住	民		
	住	民	税		
	及	び	事		
	業	税	額	23,527	240,684
	等	調	整		
	額				
	純	利	益		444,346
	期	純	利		
	益	益			11,765
	非	支	配		
	株	主	に		
	帰	属	す		
	る	当	期		
	純	利	益		432,581
	親	会	社		
	株	主	に		
	帰	属	す		
	る	当	期		
	純	利	益		

# 貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	6,473,847	流動負債	1,101,491
現金及び預金	2,767,183	買掛金	128,634
受取手形	42,163	短期借入金	379,000
電子記録債権	85,523	未払金	147,148
売掛金	1,500,724	未払費用	7,348
有価証券	131,316	未払法人税等	34,973
半製品	360,985	未払消費税等	7,771
仕掛品	1,309,642	前受金	303,548
原材料及び貯蔵品	244,414	賞与引当金	49,627
その他の他	32,544	役員賞与引当金	2,820
貸倒引当金	△650	製品保証引当金	11,000
固定資産	5,894,369	その他	29,619
有形固定資産	2,920,393	固定負債	212,081
建物	1,626,806	長期未払金	17,870
構築物	60,424	繰延税金負債	60,862
機械及び装置	305,523	株式給付引当金	52,352
車両運搬具	20,359	役員株式給付引当金	80,997
工具、器具及び備品	77,412	負債合計	1,313,573
土地	720,683	純資産の部	
建設仮勘定	109,184	株主資本	10,673,985
無形固定資産	11,513	資本金	651,370
ソフトウェア	9,132	資本剰余金	709,200
その他	2,380	資本準備金	586,750
投資その他の資産	2,962,463	その他資本剰余金	122,450
投資有価証券	2,342,562	利益剰余金	10,778,572
関係会社株式	513,970	利益準備金	122,967
出資金	30	その他利益剰余金	10,655,604
長期貸付金	4,881	固定資産圧縮積立金	466
前払年金費用	27,357	技術開発積立金	1,800,000
保険積立金	63,178	別途積立金	1,800,000
その他	10,789	繰越利益剰余金	7,055,138
貸倒引当金	△305	自己株式	△1,465,156
資産合計	12,368,216	評価・換算差額等	380,657
		その他有価証券評価差額金	380,657
		純資産合計	11,054,643
		負債・純資産合計	12,368,216

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 損益計算書

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

売 上 高		5,055,867
売 上 原 価		3,536,515
売 上 総 利 益		1,519,352
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,007,316
営 業 利 益		512,035
営 業 外 収 益		181,743
営 業 外 費 用		14,958
経 常 利 益		678,820
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,037	1,037
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
減 損 損 失	6,328	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	81,808	88,136
税 引 前 当 期 純 利 益		591,721
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	188,108	
法 人 税 等 調 整 額	19,024	207,132
当 期 純 利 益		384,588

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年10月23日

ミクロン精密株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
山形事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小川高広 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木克子 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミクロン精密株式会社の2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミクロン精密株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年10月23日

ミクロン精密株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
山形事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小川高広 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木克子 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミクロン精密株式会社の2019年9月1日から2020年8月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月23日

ミクロン精密株式会社 監査役会  
常勤監査役 山 口 洋 子 ㊟  
社外監査役 今 田 隆 美 ㊟  
社外監査役 鈴 木 辰 雄 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績、配当性向等を総合的に勘案のうえ、安定した配当を継続して実施していくことを利益配分の基本方針としております。

この方針に基づき、期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
普通株式1株につき12.5円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当金の総額は77,618,688円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年11月24日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	さかき ばら けん じ 榊 原 憲 二 (1958年8月24日生) 再任	1985年1月 当社入社 1988年6月 Micron-U.S.A., Inc. Vice President 1999年5月 Micron-U.S.A., Inc. President 1999年6月 当社取締役 2004年2月 当社常務取締役 2005年2月 Micron-U.S.A., Inc. Chief Executive Officer (現任) 2006年2月 当社専務取締役 2009年2月 当社代表取締役社長 (現任) 2011年3月 Micron Machinery (Thailand) Co., Ltd. President (現任)	299,970株
2	よし の やすし 吉 野 靖 (1958年7月24日生) 再任	1979年3月 当社入社 2002年6月 当社技術部長 2004年2月 当社取締役 技術部長 2006年12月 当社取締役 製造部長 2015年12月 当社取締役 生産本部長 2019年11月 当社常務取締役 生産本部長 (現任)	68,820株
3	さかき ばら まこと 榊 原 誠 (1959年7月19日生) 再任	1982年3月 当社入社 2001年8月 当社製造部長 2004年2月 当社取締役 製造部長 2010年1月 当社取締役 設計部長 2015年12月 当社取締役 調達本部長 (現任)	85,530株
4	よし もと じゅん いち 善 本 淳 一 (1964年1月9日生) 再任	2001年10月 当社入社 2006年6月 当社製造本部長付部長 2006年12月 当社営業部長 2007年2月 当社取締役 営業部長 2011年2月 Micron-U.S.A., Inc. Director (現任) 2011年3月 Micron Machinery (Thailand) Co., Ltd. Director (現任) 2015年12月 当社取締役 営業本部長 2018年9月 当社取締役 設計本部長 兼 営業本部長 (現任)	47,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	えん どう まさ あき 遠 藤 正 明 (1964年4月11日生) 再任	1988年4月 当社入社 2002年6月 当社総務部 経理課 課長 2006年12月 当社管理部 次長 2011年12月 当社調達部 次長 2013年2月 当社監査役 2014年11月 当社取締役 管理部長 2015年12月 当社取締役 管理本部長 2019年11月 当社取締役 管理部長(現任)	38,400株
6	おお みや まさ のり 大 宮 正 則 (1967年6月9日生) 再任	1986年4月 当社入社 2005年12月 当社技術部 技術1課 課長 2012年6月 当社営業部 次長 2015年12月 当社製造部 部長 2016年9月 当社技術部 部長 2016年11月 当社取締役 技術部長(現任)	34,500株
7	やま ぐち ひと し 山 口 仁 志 (1965年9月5日生) 再任	1990年1月 当社入社 2007年12月 当社技術部 制御2課 課長 2015年9月 当社設計部 次長 2016年9月 当社制御部 部長 2018年9月 当社製造部 部長 2019年11月 当社取締役 製造部長(現任)	23,972株
8	おし の まさ のり 押 野 正 徳 (1958年5月17日生) 再任 社外 独立	1984年10月 監査法人中央会計事務所入所 1988年9月 公認会計士登録 1990年1月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)山形事務所入所 1997年5月 同法人 社員 2011年7月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)山形事務所 所長 2017年6月 同法人 退職 2017年7月 押野正徳公認会計士事務所 所長(現任) 2017年11月 当社社外取締役(現任) 2020年6月 株式会社山形銀行取締役監査等委員(現任)	一株

(注) 1.各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.押野正徳氏は社外取締役の候補者であります。なお、当社は、押野正徳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏を引続き独立役員とする予定であります。

3.押野正徳氏を社外取締役候補者として選任した理由

会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として永年にわたり多くの企業を監査してきた経験を活かし、当社経営に対する客観的な助言や監督をしていただけるものと判断し、社外取締役とし

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

て選任をお願いするものであります。

4. 押野正徳氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、押野正徳氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当社に対する損害賠償責任を、法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役鈴木辰雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出にあたっては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
鈴木辰雄 (1952年1月31日生) 再任 社外 独立	1974年4月 株式会社殖産相互銀行入行 2002年10月 株式会社殖産銀行 営業本部推進部長 2007年5月 株式会社きらやか銀行 執行役員地区本部長 2009年4月 同行 常務執行役員本店営業部長 2012年6月 同行 退行 2012年7月 株式会社マルタニ 代表取締役社長 2016年11月 当社 社外監査役(現任) 2019年6月 株式会社マルタニ 取締役会長(現任)	一株

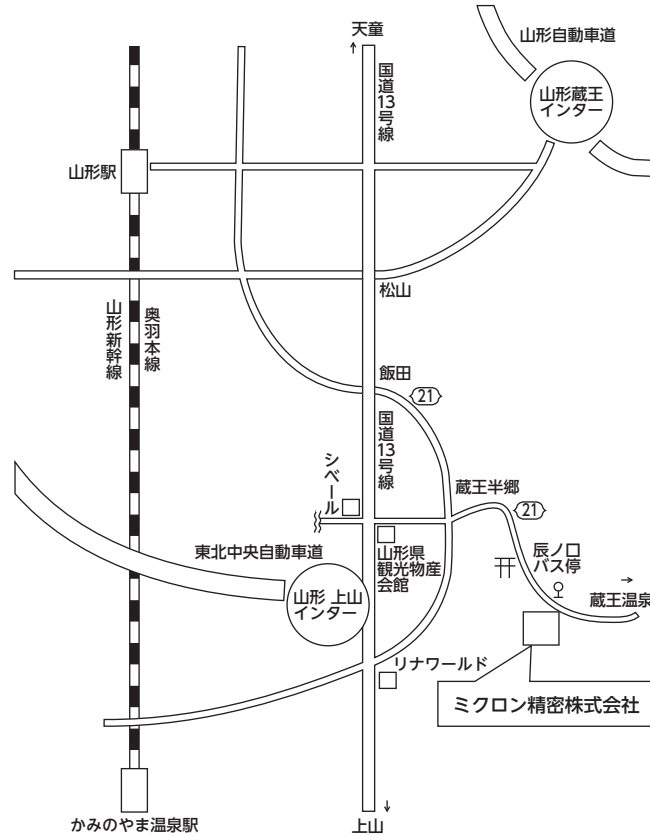
(注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- 鈴木辰雄氏は社外監査役の候補者であります。なお、当社は、鈴木辰雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏を引続き独立役員とする予定であります。
- 鈴木辰雄氏を社外監査役候補者として選任した理由  
他社の取締役の経験を活かした忌憚のない意見により、有効に監査職務を遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- 鈴木辰雄氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- 当社は、鈴木辰雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当社に対する損害賠償責任を、法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

以上

## 株主総会会場のご案内略図

(会場) 山形県山形市蔵王上野578番地の2  
当社 本社会議室 (電話023-688-8111)



(交通)

J R かみのやま温泉駅よりタクシーで約15分

J R 山形駅よりタクシーで約20分

J R 山形駅より蔵王温泉行きバス(辰ノ口バス停下車正面)で約30分

UD FONT

